

03 支援策に係る申請書等一覧

R4コロナー5 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策経営支援資金の貸付利率の引き下げ

令和4年度 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策 経営支援資金のご案内（令和5年1月10日現在）

名古屋市長官庁産業労働部中小企業振興課

この資金は、市内中小企業者の方の経営を支援するため、ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金（※1）等からの借り換えや新規融資を受けることもできる融資制度です。

100%保証の融資は100%保証で借り換えるなど借換えの特例措置が受けられます。

※1 新型コロナウイルス対策として実施した、実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）

1 制度の概要

対象者	名古屋市内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人・協同組合等（名古屋信用保証協会を利用できる中小企業者の方に限ります。）で、以下①～③のいずれかに該当し、かつ「経営行動計画書」（※2）を作成した方 ①セーフティネット保証4号の認定を受けていること ②セーフティネット保証5号の認定を受けていること ③次のいずれかに該当していること ・最近1か月間の売上高が前年同月のものと比較して5%以上減少していること ・最近1か月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月又は直近決算のものと比較して5%以上減少していること ・直近決算の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算前期のものと比較して5%以上減少していること
-----	--

※2「経営行動計画書」とは、申込金融機関との対話を通して、現状認識及び今後のアクションプラン等を定めた計画のことを指します。

2 融資条件

融資限度額	1億円
資金使途	設備資金・運転資金（既往借入金の借換え資金を含む）
融資期間	3年以内 年1.1%
融資利率	3年超～10年以内 年1.2%
据置期間	5年以内
保証料率	・上記①②の場合、0.2% ・上記③の場合、0.2%～1.15%（財務区分による）
担保	名古屋信用保証協会所定
連帯保証人	法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。法人代表者も一定要件（法人・個人分離、資産超過）を満たし、経営者保証免除を希望し、適用される場合は不要。

3 取扱金融機関（申込受付窓口）

次の取扱金融機関（市内店舗）にお申込みください。

銀行	三菱UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・静岡・百五・三十三・関西みらい・名古屋・愛知・中京
信用金庫	愛知・中目・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・いちい・蒲郡・知多・東濃
信用組合	愛知商銀
その他	商工組合中央金庫

4 申込に必要な書類

- 信用保証委託申込書
 - 個人情報の取扱に関する同意書
 - 印鑑証明書、確定申告書（写し）2期分・決算書（写し）2期分
 - 許認可等を要する事業については、許認可証の写し
 - 設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等
 - （法人の場合）商業登記にかかる登記事項証明書（商業登記簿謄本）、定款
 - （対象者①・②の場合）セーフティネット保証（4号・5号）の認定書（又はその写し）
 - （対象者③の場合）売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書、売上高営業利益率減少要件確認書のいずれか
 - （経営者保証の免除を希望する場合）経営者保証免除対応確認書
- ※3 上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

5 その他

- 対象者①は100%保証（責任共有対象外制度）、対象者②・③は80%保証（責任共有対象制度）となります。ただし、100%保証の既往借入金を残高の範囲内で対象者②・③により借り換える場合は100%保証となります。
- 対象者①に該当し、危機関連保証指定期間中（令和2年2月1日から令和3年12月31日まで）に申込かつ融資実行されたセーフティネット保証5号（80%保証）の融資は、既往借入金の残高の範囲内で100%保証で借り換えることができます。
- 対象者①・②の場合に必要な、セーフティネット保証（4号・5号）認定にかかる認定書の有効期限は、認定書の発行の日から30日間です。認定申請の前に、上記3の取扱金融機関とご相談いただくようお願いいたします。
- 融資の際には信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

6 お問い合わせ先

- 融資制度全般に関すること
名古屋市長官庁産業労働部中小企業振興課
名古屋市中区栄二丁目6番3号（中小企業振興会館6階）
電話 052(735)2100
- 保証制度等に関すること
名古屋信用保証協会
名古屋市中区栄二丁目12番31号
電話 052(212)3011

R4関連-1 中小企業事業展開支援

中小企業事業展開支援補助金 のお知らせ

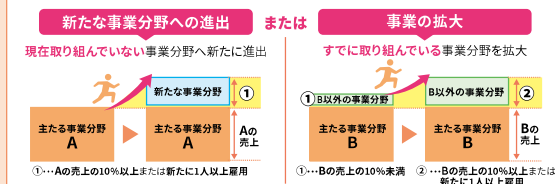
新たな事業分野への進出や事業の拡大を行う中小企業者が名古屋市内の事業所等に設備・機器等を導入する際に要した経費の一部を補助します。

- 申請期間 → 令和4年9月1日(木)～令和4年10月14日(金) (消印有効)
- 補助率 → 購入・施工等費用(税別)の3/4(75%)
- 補助上限額 → 1事業者あたり上限30万円(下限10万円)

交付の対象となる事業者（以下要件をすべて満たす方。詳細 P14）

- 中小企業基本法に定める中小企業者であること
- 法人にあっては、本店として登記されている所在地が名古屋市内であり、かつ名古屋市内に事業所があること
- 個人事業主にあっては、住民票に記載されている現住所が名古屋市内であり、かつ名古屋市内に事業所があること
- 2期以上確定申告を行っていること 等

補助対象事業のイメージ（詳細 P2）



補助対象経費（以下要件をすべて満たすもの。対象外経費は P15）

- 補助対象事業に要する経費であること
- 令和4年8月15日(月)以降に契約及び購入・施工等を行う設備・機器等
- 名古屋市内にある事業所等に設置する設備・機器等
- 令和4年11月30日(水)までに納入・工事及び支払が完了する設備・機器等

このリーフレットに記載している内容は制度の概要です。

詳細はウェブサイトをご覧ください。

コールセンター 052-228-7007

(8月15日(月)開設) (平日の午前9時から午後5時まで)
※土・日・祝日と12月29日(木)～1月3日(火)を除く

具体的な展開事例など
ウェブサイトはこちら



<https://jigyotenkai-nagoya.jp>

補助対象事業について

補助対象事業 (1)又は(2)に該当し、(3)の数値目標の達成が見込まれる事業

(1) 新たな事業分野への進出

現在取り組んでいない事業分野^{a1}と日本標準産業分類における小分類^{a2}が異なる事業分野に新たに進出を目指す事業

例①	現在	事業展開後	例②	現在	事業展開後
事業内容	婦人服の店頭販売	婦人服のネット販売の開始	事業内容	小中学生向けの学習塾	社会人向けのビジネス英会話の塾
産業分類	婦人・子供服小売業(小分類)	通信販売・訪問販売小売業(小分類)	産業分類	学習塾(小分類)	教育・技能教養業(小分類)
対象経費(例)	ホームページ作成費/パソコン/梱包資材		対象経費(例)	オンライン用カメラ/マイクの購入	
対象外経費(例)	人件費		対象外経費(例)	通信料	

※1 事業分野とは、日本標準産業分類における小分類（飲食店である場合にあっては中分類）で区分した分野（以下同じ）
※2 小分類が中分類「飲食店」に含まれる場合にあっては中分類

(2) 事業の拡大

主たる事業分野^{a1}と日本標準産業分類における小分類^{a2}が異なり、その直前の売上高が主たる事業分野の売上高に比して10%未満^{a3}である事業分野の拡大を行う事業

例①	現在	事業展開後	例②	現在	事業展開後
事業内容	パン屋の店舗の一部で小物雑貨の販売	小物雑貨の販売の拡大	事業内容	イタリア料理店で宅配事業も実施	宅配事業者を利用して宅配事業の拡大
産業分類	菓子・パン小売業(小分類)	他に分類されない小売業(小分類)	産業分類	飲食店(中分類)	持ち帰り・配達飲食サービス業(中分類)
対象経費(例)	小物雑貨販売用のPOP/販売用の什器/小物雑貨用包装紙		対象経費(例)	タブレット/配達用容器	
対象外経費(例)	小物雑貨の仕入れ費用		対象外経費(例)	通信料	

※1 主たる事業分野とは、直近決算時において売上高の割合が一番高い事業分野
※2 小分類が中分類「飲食店」に含まれる場合にあっては中分類
※3 割合の算出方法：拡大する事業分野の直近売上÷主たる事業分野の直近売上×100

(参考)補助対象とならない事例

例①	現在	事業展開後	例②	現在	事業展開後
事業内容	ラーメン屋	うどん屋の創業	事業内容	婦人服の販売	子供服の販売
産業分類	飲食店(中分類)	飲食店(中分類)	産業分類	婦人・子供服小売業(小分類)	婦人・子供服小売業(小分類)

・飲食店においては日本標準産業分類の中分類が異なる事業分野への事業進出又は拡大である必要があります。
・日本標準産業分類における小分類が現在と事業展開後で同様のため、これらの事例は補助対象となりません。

(3) 数値目標

補助金交付の決定後から令和7年度までに「新規雇用者が1名以上」又は「進出又は拡大する事業分野の売上金額が主たる事業分野^{a1}の売上高の10%以上^{a2}」のいずれかの達成が見込まれる事業

※1 主たる事業分野とは、直近決算時において売上高の割合が一番高い事業分野
※2 割合の算出方法：進出又は拡大する事業分野の売上÷主たる事業分野の売上×100

03 支援策に係る申請書等一覧

申請方法・流れ

申請方法

① 電子申請



ウェブサイト上で必要事項の入力と提出書類のアップロードをして申請する方式です。

- ・パソコンやスマートフォンから申請が可能です。
- ・申請額の計算を自動的に行うなど、不備発生を避けることができます。
- ・申請後の進捗状況が「マイページ」から確認できます。
- ・郵送代と郵送の手間がかかりません。

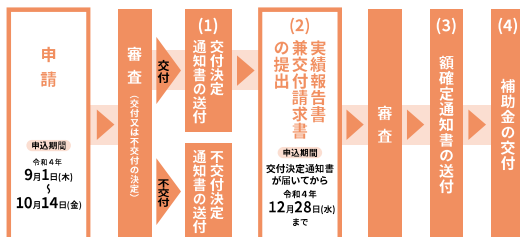
② 郵送申請



このリーフレットの様式に必要事項を記入し、提出書類と併せて郵送する方式です。

②の郵送申請の場合は簡易書留、レターパック等郵便物が追跡できる方法で送付してください。
※提出時には必ず控えをとり保管してください。

申請から交付までの流れ



- 審査の結果、要件等を満たす方に「交付決定通知書」及び(2)に必要な様式と案内を送付します。
- 設備・機器等の導入・支払い後、実績報告書兼交付請求書を提出してください。
電子申請された場合は実績報告書兼交付請求書につまみでも電子で提出が可能です。
郵送で提出される場合は簡易書留など郵便物を追跡できる方法で提出してください。
- 要件等を満たす方に「額確定通知書」を送付します。
- (2)でご記入いただいた振込先口座に補助金を振り込みます。

※審査の過程で、申請書等に記入いただいた電話番号へ携帯電話等から確認のお電話をさせていただくことがあります。
※実績報告書の送付がない場合や、不備があり指定の期日までに不備が解消されない場合は、補助金は交付されません。

3

電子申請について

- 電子申請を行う場合はEメールアドレスの登録が必須となります。
- 提出書類はデジタルカメラやスマートフォンによる撮影データでも申請可能ですが、画像が不鮮明で読み取れない場合等は不備とみなされる場合があります。
- お使いの端末のセキュリティ環境によっては電子申請ができない場合がございます。その際は紙書類にて郵送申請をお願いします。
- 電子申請後、申請完了の通知メールが申請後すぐに届きます。
届いていない場合は申請が完了していませんので、必ずご確認ください。
- ウェブサイトを利用するために必要なすべての機器及び通信回線は、利用者の自己負担において準備するものとします。
- ブラウザの推奨環境は以下の通りです。
Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari
※すべてのブラウザで最新版のみを動作保証としています。フィーチャーフォンには対応していません。
- その他、ウェブサイトに記載の注意事項をよくお読みください。

申請にあたっての注意事項

- 記載漏れや書類の不足など、**必要書類に不備があるときは、補助金が交付されません**ので、十分ご注意ください。
- 購入・施工等費用が合計で税抜133,334円(補助金額10万円)に満たない場合は**補助金の対象外**になります。費用に補助対象外経費が含まれる場合は除いて審査しますので、ご注意ください。
- 補助対象経費は**1事業者1申請、10品目**までに限ります。
- 提出された書類の返却は行いません。
- 虚偽の申請又は誓約書に違反する等不正行為により補助金を受給した場合は、補助金を返還しなければなりません。なお、悪質な場合は、警察に通報するなどの対応を行います。
- 補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助金の申請者に対し、関係書類の提出等必要な指示又は事情聴取若しくは立ち入り検査等を行うことがあります。
- その他、公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業事業展開支援補助金交付要綱の規定に従っていただきます。
- 取得した個人情報等は当事業の目的の範囲内においてのみ利用し、関係法令に基づき適切に管理します。

※補助金の“振り込み詐欺”“個人・企業情報の詐取”にご注意ください。

- 名古屋市や名古屋産業振興公社がATM(銀行などの現金自動支払機)の操作をお願いすることはありません。(ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことはできません)
- 名古屋市や名古屋産業振興公社がこの補助金を支給するために、手数料などの振り込みを求めることはありません。

4

必要書類一覧

封入前に書類を確認し、チェック欄の□にチェックしてください。

	説明書	様式	チェック欄
法人	交付申請書【様式第1号】	P6	P17
	事業計画書【様式第2-1号】	P8	P18
	事業計画書【様式第2-2号】	P9	P19
	誓約書【様式第3号】	P10	P20
個人事業主	履歴事項全部証明書	P11	—
	直近2期分の法人税確定申告書別表一の写し	P12	—
	導入する設備・機器等に係る購入金額が分かるものの写し	—	—
	直近2期分(令和3年分及び2年分)の所得税確定申告書B第一表の写し	P13	—

※様式はウェブサイトからもダウンロードできます。

電子申請で提出される方はこちらから。
ウェブサイト <https://jigyotenkai-nagoya.jp>

必要書類の郵送先

- ・下記の宛先面を切り取って使用できます。(はがれないようにしっかり糊付けしてください)
- ・必ず「名古屋中郵便局留」で郵送してください。
- ・「中小企業事業展開支援補助金申請書類 在中」は赤色で記載してください。
- ・切手を貼付の上、申請者の住所及び氏名を必ず記載してください。

〒460-8799 名古屋中郵便局留
名古屋千種区吹上二丁目6番3号
公益財団法人名古屋産業振興公社「中小企業事業展開支援補助金」担当

中小企業事業展開支援補助金申請書類 在中

5

必要書類1 交付申請書(様式第1号)①

【法人】記入例

様式第1号

申請日を記入 令和4年00月00日

(宛先) 公益財団法人名古屋産業振興公社理事長

1:法人に☒ 中小企業事業展開支援補助金の交付を受けたため、関係書類を提出する必要があります。

法人番号(国税庁指定13桁)を記入 分からないときは「国税庁法人番号公表サイト」で検索

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

フリガナ カブシキガイシャマル

【法人】法人名 株式会社〇〇

代表者 役職 代表取締役 氏名 名古屋 太郎

代表者生年月日 西暦 〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

【法人】本店所在地 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋 〇〇 区 〇〇-〇〇〇 電話番号 052(〇〇〇 〇〇〇〇)

【個人事業主】本人確認書類の住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 ※上記と同じであれば記入不要

郵便物の送付先 名古屋 〇〇 区 〇〇-〇〇 郵送先が本店所在地と異なる場合のみ記入

担当部署・担当者氏名 担当部署: 〇〇部 〇〇課 担当者氏名: 〇〇 〇〇

主たる業種 (必ず記入) ☒ 小売業 ☐ サービス業 ☐ 製造業 ☐ 建設業 ☐ 運輸業 ☐ その他

従業員数 30 人 資本金(又は出資金) 1,000 万円

※申請書利用している従業員(事業主、役員等)の数

(添付書類)

事業計画書(様式第2-1号、様式第2-2号)

誓約書(様式第3号)

直近2期分の「法人税確定申告書別表一」の写し

申請日の前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書の写し

購入を行う設備・機器等に係る購入金額が分かるものの写し

事業計画書(様式第2-1号、様式第2-2号)

誓約書(様式第3号)

直近2期分の「所得税確定申告書B第一表」(事業収入又は不動産収入の申告があるものに限る)の写し

本人確認書類(運転免許証(両面)、個人番号(マイナンバー)カード(表面のみ)等)の写し

購入を行う設備・機器等に係る購入金額が分かるものの写し

6

03 支援策に係る申請書等一覧

必要書類1 交付申請書（様式第1号）②

【個人事業主】記入例

様式第1号

申請日を記入 **令和4年00月00日**

(宛先) 公益財団法人名古屋市産業振興公社理事長

2:個人事業主に ☒ **中小企業事業展開支援補助金交付申請書**

中小企業事業展開支援補助金の交付を受けたので、関係書類を添えて申請します。

事業形態 (いずれか一つに◎)
☐ 1. 法人
☒ 2. 個人事業主 (事業収入又は不動産収入がある方に限る。)

法人番号 法人名
 プリナナ マルマルショウテン
 【法人】法人名
 【個人事業主】屋号

代表者 役職 氏名 **名古屋 太郎** **日中連絡が取る電話番号(携帯電話等)を記入**

代表者生年月日 性別 ○○○○年 ○○月 ○○日

【法人】本店所在地
 【個人事業主】本人確認書類の住所
 名古屋市 ○○区 ○○-○○○ **本人確認書類の住所を記入**

郵便物の送付先 名古屋市 ○○区 ○○-○○ **郵送先が上記住所と異なる場合のみ記入**

担当部署、担当者氏名 担当部署: ○○○○ 担当者氏名: ○○ ○○

中小企業要件
 主たる業種 ☒ 1. 新工業 ☒ 2. 小売業 (飲食店を含む) ☐ 3. サービス業 ☐ 4. 製造業、建設業、運輸業その他の業種 **該当業種に** ☒ **を入れる**
 従業員数 0 人 資本金 (又は出資金) 万円

※申請時提出している従業員 (事業主・役員等) の数

(添付書類)
 事業計画書 (様式第2-1号、様式第2-2号)
 契約書 (様式第3号)
 直近2期分の「法人税確定申告書(表第一)」の写し
 申請日の前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書(の写し)
 購入等を行う設備、機器等に係る購入金額が分かるものの写し

事業計画書 (様式第2-1号、様式第2-2号)
 契約書 (様式第3号)
 直近2期分の「所得税確定申告書(表第一)」(事業収入又は不動産収入の申告があるものに限る)の写し
 本人確認書類 (運転免許証(写面)、個人番号(マイナンバー)カード(表裏のみ)等)の写し
 購入等を行う設備、機器等に係る購入金額が分かるものの写し

7

必要書類2 事業計画書（様式第2-1号）

記入例

事業計画書 様式第2-1号

主たる事業分野の事業内容 (直近決算時売上高の割合が一画以上の分野)

①何を (取扱う代表的な商品・サービス名) **和食**
 ②今後どうする (いずれか一つに◎)
☐ 店舗で販売・小売 ☐ 通信で販売・小売 ☒ 店舗で販売・小売
☐ 持ち帰りによる飲食の提供 ☐ 宅配サービスによる飲食の提供 ☐ 製造
☐ 他社へ卸す ☐ その他 (具体的に誰に・どうするか下記に記載)
主たる事業で取り扱っている商品やサービスを記入

③主たる事業分野の直近決算時の売上金額 **12,000,000 円** (税込み・税抜き)

現在取り組んでいる事業分野へ どちらかを記入
 進出する分野はコナラ **既に取り組んでいる事業分野 (主たる事業分野以外)**
 新たに始める事業内容 **既に取り組んでいる事業**
 ④何を (取扱う代表的な商品・サービス名) **惣菜**
 ⑤今後どうする (いずれか一つに◎)
☐ 店舗で販売・小売 ☐ 通信で販売・小売 ☐ 店舗で販売・小売
☐ 持ち帰りによる飲食の提供 ☐ 宅配サービスによる飲食の提供 ☐ 製造
☐ 他社へ卸す ☐ その他 (具体的に誰に・どうするか下記に記載)
以下に該当する場合に記入
 ・主たる事業分野と④の内容が異なる場合
 ・新たな事業分野に展開することが分かるよう具体的な事業内容を記入

⑥主たる事業分野の売上金額 **600,000 円** (税込み・税抜き)

数値目標 (①の新規雇用者) 又は ②の売上 ③のいずれかについて記入してください。
 補助金交付決定後、令和7年度までに「新たに雇用する人数が3名以上」又は「進出・拡大する事業分野の売上金額が、主たる事業分野の売上高の10%以上」を目指すことが補助対象要件となります。
 ①新規雇用者 令和7年度までの目標 **人**
 ②売上 (年間) 令和7年度までの目標 **20,000,000 円** (税込み・税抜き) **5,000,000 円** (税込み・税抜き)
 ※ウとエは令和5年度、6年度、7年度のうちの、同じ年度の目標金額を記入して下さい。
 ※エは②の10%未満が、10%未満である必要があります！
 税込み・税抜きの選択がない場合は税込みとみなします。

8

必要書類2 事業計画書（様式第2-2号）

記入例

事業計画書 様式第2-2号

名古屋市内の事業等に設置する機器、消耗品等を30品目以内で記載してください。補助対象外経費は含めなくてください。

品目 (補助対象外経費は含めなくてください)	数量	原価(税別)	税抜	契約(予定) 年月日 (6/30以後の日付を記載)	購入(予定) 年月日 (11/30までの日付を記載)
1. 炊飯器	60	1,000	600,000 円	令和4年 9月 20日	令和4年 9月 20日
2. ステンレス製バット	10	2,000	200,000 円	令和4年 9月 20日	令和4年 9月 22日
3. 寸鍋鍋	3	5,000	150,000 円	令和4年 9月 22日	令和4年 9月 22日
4. レードル(お玉)	5	1,000	50,000 円	令和4年 9月 22日	令和4年 9月 22日
5. 厨房設備改装費	1式	300,000	300,000 円	令和4年 9月 25日	令和4年 10月 31日

補助対象外経費は記入しないでください。
 令和4年11月30日までの支払予定金額を記入し、見積書やカタログ等当該支払金額が確認できるものを添付

審査結果により減額となる場合がありますので、予めご承知おください。

補助対象経費の合計 (A) 400,000 円 (税別) 未済は申請不可
 補助金額の算出 (B) 300,000 円 (A) × 0.75 (※千円未満切捨て)
 補助金交付申請額 (C) 300,000 円 (B) × 30万円のいずれか低い額

【注意事項】
 ①補助対象外経費 (下記のとおり) は含めなくてください。
 ②令和4年 6月 15日以後に発注し、令和4年 11月 30日までに設備、機器等の購入等を行い、支払いまで完了することを確認してください。
 【主な補助対象外経費】 詳細はP15へ
 a) 人件費
 b) 販売やレンタル等を目的とした製品等の購入費、又それらを製造するための原材料費
 c) 公租公課 (消費税及び地方消費税)
 d) 貸付設備、機器等の撤去、廃棄に係る経費
 e) 修理又は修繕に係る経費
 f) 支払先が、補助事業者と資本関係がある事業者又は補助事業者の役員若しくはその役員に属する企業等である経費
 g) プリペイドカード、商品券等の金券、切手等の換金性の高いものの購入費
 h) 飲食、娯楽、娯楽等の費用
 i) 光熱水費、不動産賃借料、共益費、通信費
 j) のポイントを利用して支払った費用
 k) 印刷料、損害賠償金、運送損害金、保険料、保証料
 l) の費用に相当する不動産金が必要となる土地又は建物の取得費
 m) 著しく耐用性が高い物品 (道路交通法に規定する車両、電気通信事業報告規則に規定するスマートフォン、同規則に規定するフィーチャーフォン (携帯電話)、固定電話等)
 n) 古物商許可を取得していない者から購入した中古品及び、オークション等で購入した物品
 o) その他、補助金の対象として不適切と認められる経費

9

必要書類3 誓約書（様式第3号）

記入例

誓約書 様式第3号

中小企業事業展開支援補助金 (以下「補助金」という。) の申請にあたり以下のことを誓約します。

- 公益財団法人名古屋市産業振興公社中小企業事業展開支援補助金交付要綱を遵守します。
- 必要の許可等を受け又は届出をするなど、法令に従い事業展開を行います。
- 本補助金を活用して購入等を行う設備、機器等は、新たな事業分野への進出や事業の拡大のために必要となる設備、機器等です。
- 本補助金を活用して購入等を行う設備、機器等は、名古屋市内に有している事業所等に設置する設備、機器等です。
- 本補助金を活用して購入等を行う設備、機器等は、自社で使用する設備、機器等であり、販売又はレンタル等を目的とした設備、機器等ではありません。
- 資本関係がある事業者又は役員若しくはその役員に属する企業等から購入等を行う設備、機器等はありません。
- 不交付要件 (交付対象外となるもの) である次の a) ~ e) のいずれにも該当しません。
- 法人税法 (昭和22年法律第29号) 別表第一に定める公共法人、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第22条第2項に規定する法人及び名古屋市特別区設置条例 (昭和22年法律第2条) 第2条第2項に規定する法人
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和22年法律第122号) 第2条第5項及び同条第1項第2号に規定する事業を営む、又は今後営む予定のある者
- みなし大企業
- 反社会的勢力に該当する、あるいは今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のある者
- 日本企業事業分野における中分類が、政治・経済・文化団体又は宗教の事業分野を営む、又は今後営む予定のある者
- 公序良俗に反する事業を営む者、又は今後営む予定のある者
- 申請書の内容に虚偽や不正があった場合又は交付要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の申請を取り下げます。また、補助金交付決定後発覚した場合は補助金を返還します。
- 申請にあたって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。
- 市税の滞納はありません。
- 本補助金を活用して購入等を行う設備、機等に要する経理は、名古屋市、名古屋市産業振興公社及び国・県・市町村が発行する補助金交付決定書、申請書、立ち入り検査等の審査が行われる場合は対応します。
- 関係者の同意は得ています。申請書類、立ち入り検査等の審査が行われる場合は対応します。
- 代表者、役員又は使用者その他の従業員若しくは補佐員等が名古屋市職労協会の就業規則第2条に規定する義務、努力目標 (以下「努力目標」という。) に該当する、将来にわたっても該当しません。また、努力目標は確実に事業に実行してまいります。
- 努力目標であるか否かを確認するため、通知照会等へ同意がなされることに同意します。
- 補助金の交付決定が行われた場合、補助金の効果測定に関するアンケート調査に協力します。

年 月 日 申請日を記入

【法人】
 本店所在地
 法人名
 代表者役職・氏名

【個人事業主】
 住所
 屋号
 代表者氏名

10

03 支援策に係る申請書等一覧

必要書類4 法人の本店/ 個人事業主本人が確認できる書類

【法人】 履歴事項全部証明書の写し

- 法人名、本店所在地、代表者等が確認できるよう、申請日の前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書の写しを添付してください。

【個人事業主】 本人確認書類の写し

- 本人確認書類は、以下のいずれか一つの写し（A4用紙にコピーしたもの）を住所・氏名・生年月日がはっきりと判別できる形で提出してください。

- ①運転免許証（両面）
※返納している場合は、運転経歴証明書（両面）で代えることができます。
- ②個人番号（マイナンバー）カード（表面のみ）
- ③住民基本台帳カード（両面）
- ④国民健康保険被保険者証（氏名・住所記載面）
- ⑤後期高齢者医療被保険者証（表面のみ）

※その他、公的機関が発行した証明書等で、住所・氏名・生年月日がはっきりと判別でき、申請日時点において有効なもので、申請書に記載された住所と同一のものに限り、代替書類とすることができます。

①運転免許証（両面）



②個人番号（マイナンバー）カード（表面のみ）



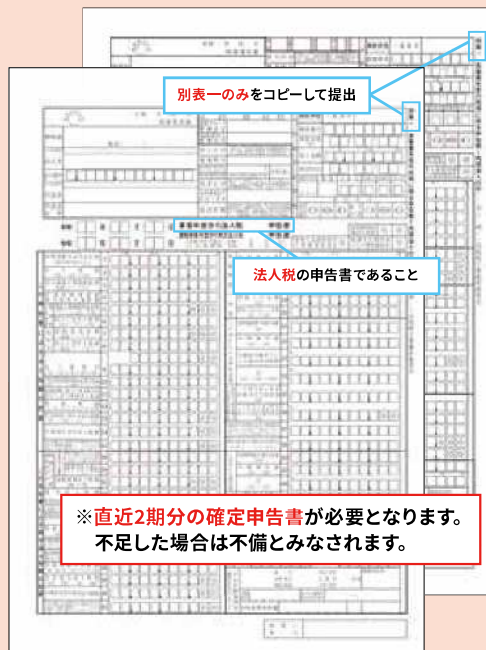
③住民基本台帳カード（両面）



11

必要書類5 法人税確定申告書 別表一の写し(法人の場合)

所轄税務署へ提出した直近2期分(令和3年及び令和2年分)の法人税確定申告書別表一の写しを提出してください。



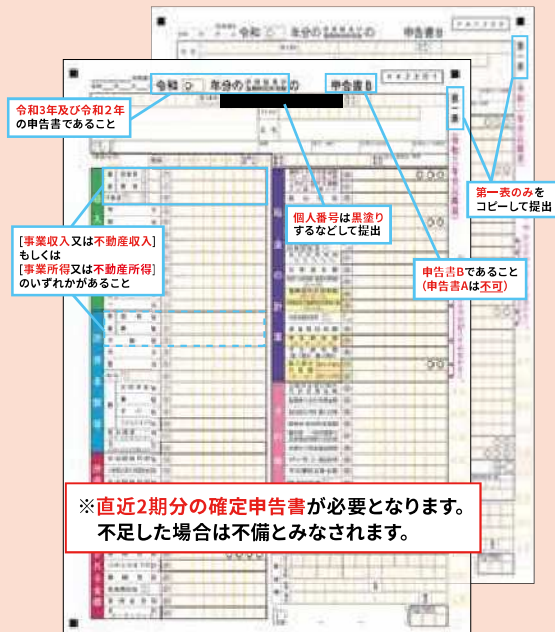
※直近2期分の確定申告書が必要となります。
不足した場合は不備とみなされます。

画像出典：国税庁ホームページ
(https://www.nta.go.jp/taxes/retsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/tiran2022/pdf/01-01_a.pdf)

12

必要書類5 所得税確定申告書B 第一表の写し(個人事業主の場合)

所轄税務署へ提出した直近2期分(令和3年及び令和2年分)の所得税確定申告書B第一表(事業収入又は不動産収入の申告があるものに限り)の写しを提出してください。



※直近2期分の確定申告書が必要となります。
不足した場合は不備とみなされます。

※確定申告義務がない場合その他合理的な事由がある場合は、確定申告書の代わりに令和4年度及び令和3年度の住民税（市民税・県民税）の申告書の控えを提出してください。（ただし、事業収入又は不動産収入があるものに限り。）

※個人番号（マイナンバー）は、必ず黒塗りするなどして提出してください。

画像出典：国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/01/shinkokusho/pdf/03/02.pdf>)

13

補助金の交付の対象となる事業者

以下のすべてを満たす事業者

- ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。
- ・法人税法（昭和22年法律第28号）別表第一に定める公共法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項に規定する法人及び名古屋市外郭団体指導調整要綱第2条第1項第2号に規定する法人でないこと。
- ・みなし大企業でないこと。
- ・法人にあっては、本店として登記されている所在地が名古屋市内であり、かつ名古屋市内に事業所があること。
- ・個人事業主にあっては、住民票に記載されている現住所が名古屋市内であり、かつ名古屋市内に事業所があること。
- ・営利を目的とした事業を営む者であること。
- ・2期以上確定申告を行っていること。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ・反社会的勢力に該当する、あるいは今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のある者でないこと。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項及び同条第13項第2号により定める事業を営む者、又は今後営む予定がある者でないこと。
- ・日本標準産業分類において中分類が、政治・経済・文化団体又は宗教の事業分野を営む者、又は今後営む予定がある者でないこと。
- ・公序良俗に反する事業を営む者、又は今後営む予定がある者でないこと。

14

03 支援策に係る申請書等一覧

補助対象外経費（補助の対象にならない経費）

- ・人件費（給与、役員報酬等）
- ・販売やレンタル等を目的とした製品等の購入費、またそれを製造するための原材料費
- ・公租公課（消費税及び地方消費税等）
- ・既存設備・機器等の撤去・廃棄に係る経費
- ・修理又は修繕に係る経費
- ・支払先が、補助事業者と資本関係がある事業者又は補助事業者の役員若しくは役員の属する企業等である経費
- ・プリペイドカード、商品券等の金券、切手等の換金性の高いものの購入費
- ・飲食、娯楽、接待等の費用
- ・光熱水費、不動産賃借料、共益費、通信費
- ・金融機関の振込手数料、インターネットバンキング利用料
- ・送料
- ・免許取得費・更新料
- ・ポイントを利用して支払った費用
- ・樹脂料、損害賠償金、遅延損害金、保険料、保証料
- ・取得に当たり不動産登記が必要となる土地または建物の取得費
- ・若しく汎用性が高い物品（道路交通法に規定する車両・電気通信事業報告規則第1条第2項第2号に規定するスマートフォン、同規則第1条第2項第2号に規定するフィーチャーフォン（携帯電話）、固定電話等）
- ・古物商許可を取得していない者から購入等した中古品及びオークション等で購入した物品
- ・講習会、勉強会、研修会参加、受講料、各種会費
- ・公的な資金使途として社会通念上、不適切な経費
- ・名古屋市、名古屋産業振興公社及び国・県・他市町村が実施する補助制度において、重複して交付を受ける経費
- ・その他、補助金の対象として不適切と認められる経費

自動車・バイク・自転車・スマホ・携帯電話・固定電話は**対象外**です。

15

よくあるご質問

Q 補助金の対象となる中小企業者等の要件はなんですか

A 本補助金の対象となる中小企業者等の要件は、下記のとおりです。
以下の要件に当てはまる会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）、主業法人又は個人

① 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
② 小売業（飲食店を含む）	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
③ サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
④ 製造業、建設業、運輸業その他の業種（①～③を除く）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

ただし、上記に該当しても、**あなし大企業又は以下のア、イのいずれかに該当する場合は補助金の対象となりません**のでご注意ください。

- ア 日本標準産業分類における中分類が、政治・経済・文化団体又は宗教の事業分野を営む者、又は今後営む予定のある者
イ 高価な事業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項及び同条第13項第2号に規定する事業を営む者、又は今後営む予定のある者

Q 補助金の交付は何回でも受けることができますか

A 1事業者あたり、補助金の交付は1回限りです。

Q 補助金交付申請額が10万円以上なら対象になりますか

A ご提出いただいた事業計画書（様式第2-2号）に、補助対象外経費が含まれている場合等は、書類審査において交付額を再計算・減額します。その結果、交付額が10万円に達しない場合は本交付となります。事業計画書（様式第2-2号）には補助対象外経費が含まれないよう、よく確認して作成してください。

Q 名古屋市や、国・県・他市町村の補助制度と補助対象経費が重複する場合は対象になりますか

A 名古屋市、名古屋産業振興公社及び国・県・他市町村が実施する補助制度において、重複して交付を受ける経費は、本補助金の対象となりません。

Q 事業分野についてどの分類にあたるのかわかりません

A WEBサイト「政府統計の総合窓口」の日本標準産業分類よりキーワード検索等で事業分野が検索できます。[https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10]



Q スマートフォンや携帯電話、固定電話は対象になりますか

A いずれも若しく汎用性の高い機器であると判断いたしますので、補助対象外です。ただし、電話番号を持たないタブレットやパソコンは対象となります。

Q 自動車や自転車は対象になりますか

A 自動車やバイク、自転車は道路交通法に規定する車両と判断いたしますので、補助対象外です。

Q 現在の主たる事業分野の中分類が飲食店の場合、中分類が異なる事業分野に進出又は拡大する必要があるとのことですが具体的に何が該当しますか

A 例えば、飲食店事業者が飲食の配達事業やテイクアウト事業に進出する場合は該当します。また、既に配達事業やテイクアウト事業を実施している場合も、飲食店事業の売上金額に対して売上の割合が10%未満の場合は該当します。

Q 対象事業に使用する消耗品は補助対象経費にあたりますか

A 消耗品も補助対象経費になります。例えば、新しい事業で弁当の販売をする際に「割りばし」や「弁当の容器」も補助対象となります。ただし、商品の原材料に該当する場合は補助対象外となります。

Q 設備をリース契約した場合、補助対象経費にあたりますか

A リース契約を令和4年8月15日以降に締結し、令和4年11月30日までに納入が完了している場合は対象となります。この場合、令和4年8月15日以降令和4年11月30日までに支払ったリース料金が、補助対象経費として算入できます。

16

(宛先) 公益財団法人名古屋産業振興公社理事長

様式第1号
年 月 日

中小企業事業展開支援補助金交付申請書

中小企業事業展開支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業形態 (いづれかに○)	☐ 法人 ☐ 個人事業主（事業収入又は不動産収入がある方に限る。）		
法人番号 (国税庁指定の13桁)			
フリガナ			
【法人】法人名			
【個人事業主】屋号			
代表者	役職	氏名	フリガナ
代表者生年月日	西暦	年 月 日	
【法人】本店所在地 【個人事業主】本人確認書類の住所	〒 -	電話番号	()
郵便物の送付先	名古屋市区	※上記と同じであれば記入不要	
担当部署・担当者氏名	担当部署	担当者氏名	
中小企業要件	☐ ①卸売業 ☐ ②小売業（飲食店を含む） ☐ ③サービス業 ☐ ④製造業、建設業、運輸業その他の業種		
	従業員数 [※]	人	資本金（又は出資金） ※個人事業主は記入不要
			万円

※常時使用している従業員（事業主・役員除く）の数

(添付書類)

事業計画書（様式第2-1号、様式第2-2号）
誓約書（様式第3号）
直近2期分の「法人税確定申告書別表一」の写し
申請日の前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書
購入等を行う設備・機器等に係る購入金額が分かるものの写し

事業計画書（様式第2-1号、様式第2-2号）
誓約書（様式第3号）
直近2期分の「所得税確定申告書B第一表」（事業収入又は不動産収入の申告があるものに限る）の写し
本人確認書類（運転免許証（両面）、個人番号（マイナンバー）カード（表面のみ）等）の写し
購入等を行う設備・機器等に係る購入金額が分かるものの写し

17

様式第2-1号
事業計画書

主たる事業分野の事業内容（直近決算時で売上高の割合が一層高い分野）	
①何を（取扱う代表的な商品・サービス名）	☐ 店舗で販売・小売 ☐ 通信で販売・小売 ☐ 店内での飲食提供 ☐ 持ち帰りによる飲食の提供 ☐ 宅配サービスによる飲食の提供 ☐ 製造 ☐ その他（具体的に誰に、どうするか下記に記載）
②今どうしている（いづれか一つに○）	
③主たる事業分野の直近決算時の売上金額	円（税込み・税抜き）
現在取り組んでいる事業分野へ進出する方はコチラへ	どちらかを選択
新たに始める事業内容	既に取り組んでいる事業内容（主たる事業分野以外）
①何を（取扱う代表的な商品・サービス名）	①何を（取扱う代表的な商品・サービス名）
②今どうしている（いづれか一つに○）	②今どうしている（いづれか一つに○）
③直近決算時の売上	円（税込み・税抜き）

既にやっている事業の拡大を目指す場合、

$\text{売上} \div \text{売上} \times 100 (\%)$ が、10%未満である必要があります！

数値目標（「①新規雇用者」又は「②売上」のいずれかについて記入してください）
補助金交付決定後、令和7年度までに「新たに雇用する人数が1名以上」、又は「売上・拡大する事業分野の売上金額が、主たる事業分野の売上額の10%以上」を目指すことが補助対象要件となります。

①新規雇用者	令和7年度までの目標	人	※常用雇用者（期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇用している者）のうち、パート・アルバイト、嘱託、契約社員等以外の方を計上してください。
②売上（年間）	令和7年度までの目標	円	主たる事業分野 進出又は拡大する事業分野
		円	円

※ウとエは令和5年度、6年度、7年度のうちの1年度の目標金額を記入して下さい。

$\text{売上} \div \text{売上} \times 100 (\%)$ が、10%以上である必要があります！
税込み・税抜きの選択がない場合は税込みとみなします。

18

03 支援策に係る申請書等一覧

様式第2-2号

事業計画書

名古屋市内の事業所等に設置する機器・消耗品等を **10品目以内** で記載してください。補助**対象外**経費は含めなくてください。

品目 (補助対象外経費は 含めなくてください)	数量	税抜単価	税抜 の金額	契約(予定)年月日 (8/15以降の 日付を記載)	導入(予定)年月日 (11/30までの 日付を記載)
①				年 月 日	年 月 日
②				年 月 日	年 月 日
③				年 月 日	年 月 日
④				年 月 日	年 月 日
⑤				年 月 日	年 月 日
⑥				年 月 日	年 月 日
⑦				年 月 日	年 月 日
⑧				年 月 日	年 月 日
⑨				年 月 日	年 月 日
⑩				年 月 日	年 月 日
補助対象経費の合計(A)				円←133,334円(税抜)未滿は申請不可	
補助金額の算出(B)			0 0 0 円←(A)×0.75(※千円未満切捨て)		
補助金交付申請額(C)			0 0 0 円←(B)又は30万円のいずれか低い額		

【注意事項】
○補助対象外経費(下記のとおり)は含めなくてください。
○令和4年8月15日以降に契約し、令和4年11月30日までに設備・機器等の購入等を行い、**支払いまで完了**できることを確認してください。

【主な補助対象外経費】
(1) 人件費
(2) 販売やレンタル等を目的とした製品等の購入費、又それを製造するための原材料費
(3) 公租公課(消費税及び地方消費税等)
(4) 既存設備・機器等の撤去・廃棄に係る経費
(5) 修理又は修繕に係る経費
(6) 支払先が、補助事業者と資本関係がある事業者又は補助事業者の役員若しくは役員の属する企業等である経費
(7) プリペイドカード、商品券等の金券、切手等の換金性の高いものの購入費
(8) 飲食、娯楽、接待等の費用
(9) 光熱費、不動産賃借料、共益費、通信費
(10) ポイントを利用して支払った費用
(11) 謝金、損害賠償金、遅延損害金、保険料、保証料
(12) 取得に当たり不動産登記が必要となる土地または建物の取得費
(13) 著しく利用性が低い物品(道路交通法に規定する車両、乗用通信事業報告規則に規定するスマートフォン、同規則に規定するフィーチャーフォン(携帯電話)、固定電話等)
(14) 古物商許可を取得していない者が購入した中古品及び、オークション等で購入した物品
(15) その他、補助金の対象として不適切と認められる経費

19

様式第3号

誓約書

中小企業事業展開支援補助金(以下「補助金」という。)の申請にあたり以下のことを誓約します。

- ・公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業事業展開支援補助金交付要綱を遵守します。
- ・必要と許可等を受ける又は届出をするなど、法令に従い事業展開を行います。
- ・本補助金を活用して購入等を行う設備・機器等は、新たな事業分野への進出や事業の拡大のために必要となる設備・機器等です。
- ・本補助金を活用して購入等を行う設備・機器等は、名古屋市内に有している事業所等に設置する設備・機器等です。
- ・本補助金を活用して購入等を行う設備・機器等は、自社で使用する設備・機器等であり、販売又はレンタル等を目的とした設備・機器等ではありません。
- ・資本関係がある事業者又は役員若しくは役員の属する企業等から購入等を行う設備・機器等はありません。
- ・不交付要件(交付対象外となるもの)である次の(1)~(4)のいずれにも該当しません。
 - (1) 法人税法(昭和22年法律第22号)別表第一に定める公共法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第22条第3項に規定する法人及び名古屋市中区団体指導調整整備第2条第1項第2号に規定する法人
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和22年法律第122号)第2条第5項及び同条第1項第2号に規定する事業を営む、又は今後営む予定のある者
 - (3) みなし大企業
 - (4) 反社会的勢力に該当する、あるいは今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のある者
- (5) 日本標準産業分類における中分類が、政治・経済・文化団体又は宗教の事業分野を営む、又は今後営む予定のある者
- (6) 公序良俗に反する事業を営む者、又は今後営む予定のある者

・申請書の内容に虚偽や不正があった場合又は交付要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の申請を取り下げます。また、補助金交付後に発覚した場合は補助金を返還します。

・申請にあたって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。

・市税の滞納はありません。

・本補助金を活用して購入等を行う設備・機器等に要する経費は、名古屋、名古屋産業振興公社及び国・県・他市町村が実施する補助制度において、重複して交付を受けるものではありません。

・関係書類の提出指導、事情聴取、立ち入り検査等の調査が行われる場合は応じます。

・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が名古屋市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員(以下「暴力団等」という。)に該当せず、将来にわたっても該当しません。また、暴力団等は経緯に事実上影響していません。

・暴力団等であるか否かを確認するため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。

・補助金の交付決定が行われた場合、補助金の効果測定に関するアンケート調査に協力します。

年 月 日

【法人】
本店所在地
法人名
代表者役職・氏名

【個人事業主】
住所
屋号
代表者氏名

20

中小企業事業展開支援補助金

実績報告書兼交付請求書の提出について (必ずお読みください)

申請いただきました補助金については、同封した通知書のとおり交付決定しましたのでお知らせします。今後の手続きは次のとおりです。

1 設備・機器等の購入等、納入・工事等及び代金の支払いの完了

設備・機器等の購入等、納入・工事等及び代金の支払いは**令和4年11月30日(水)まで**に完了する必要があります。**完了していないと補助金は交付されません。**

※令和4年8月15日(月)以降であれば、交付決定通知書の到着前に契約、納入・工事及び支払い等をしていてもかまいません。

2 実績報告書兼交付請求書などの提出

交付決定通知書を受け取り後、必要書類の準備ができ次第、**お早めにご提出ください。**
最終の提出期限は令和4年12月28日(水)(当日消印有効)です。期限を過ぎると補助金は交付されませんのでご注意ください。

必要書類は次のページのとおりです。また、P4からP9に掲載の記入例及び注意事項を必ず確認のうえ、ご提出ください。

提出方法

交付申請時の申請方法により、提出方法が異なります。

交付申請時	実績報告書兼交付請求書の提出方法
電子申請	電子申請にて提出が可能です。 (郵送でも提出できます。) 交付申請時に登録したメールアドレス宛に交付決定通知メール(件名:「中小企業事業展開支援補助金交付決定のお知らせ」)が届いています。電子申請する場合はメールに記載のURLから手続きを行ってください。なお、下記ウェブサイトからは行えませんので、ご注意ください。
郵送申請	郵送での提出のみ可能です。(電子申請はできません。)

詳細はウェブサイトをご覧ください

<https://jigyotenkai-nagoya.jp/jisseki/>

公益財団法人

名古屋産業振興公社

必要書類一覧

- ・P4~P9の記入例及び注意事項もよくご確認ください。
- ・郵送の場合、様式以外の必要書類はすべてA4用紙を使ってコピー又はプリントアウトなどに添付してください。
- ・封入前に書類を確認し、チェック欄の□にチェックしてください。

	説明頁	様式頁	チェック欄
1	実績報告書兼交付請求書(様式第6号)	P4	P13
2	事業報告書(様式第8号)	P5	P14
3	支払い証拠書類(ア、イのいずれか)の写し ア 領収書又はレシート(宛名及び領収日付の入ったもの) ■ 量販店のレシートや、ネットショッピング等の領収書で、宛名が入っていない場合は、申請者自らが宛名を記入してください。 ■ 宛名について ・法人の場合:申請者の「法人名」が記載されていること ・個人事業主の場合:申請者の「屋号又は代表者氏名」が記載されていること ■ 領収の経費であるかが分からないと補助金の算定ができないことから、内訳が分からない領収書の場合は、内訳が分かる納品書又は請求書の写しを、あわせて提出してください。 ■ 領収日付が記載されていることを確認してください。 イ 金融機関の振込受付書又はインターネットバンキングの振込等(振込日・振込先・振込金額が分かるもの) + 納品書又は請求書等(内訳明細が分かるもの)	P6,7	—
4	購入、工事等の内容が確認できる写真 (A4用紙に写真を貼り付けるか、写真をプリントアウトしたもの) ※事業報告書に記載してあるすべての品目・数量が分かるもの ※事業報告書の品目の番号(①~⑩の丸数字)を手書き等で記入	P8	—
5	補助金の振込先が分かるものの写し (金融機関名・支店名(支店コードも可)・預金種別・口座番号・口座名義(カナ)が分かる、通帳の表紙をめくったページ、キャッシュカード又はインターネットバンキングの画面等の写しのいずれか) ※振込先口座名義は、申請者と同一名義のものに限ります。 法人の場合:同一法人名であること 個人事業主の場合:代表者氏名が含まれていること(屋号は任意)	P9	—

様式はウェブサイトからもダウンロードできます。

交付申請時点から法人名、本店所在地(住所)又は代表者に**変更がある**場合上に示した必要書類に加え、以下の書類も提出ください。

(法人の場合)

法人名、本店所在地又は代表者に変更があるとき

■実績報告書兼交付請求書の日付の前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書の写し

(個人事業主の場合)

住所又は代表者氏名に変更があるとき

■住所及び氏名が確認できる本人確認書類※の写し

※運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面のみ)、国民健康保険被保険者証(氏名・住所記載面)、後期高齢者医療被保険者証(表面のみなど)公的機関が発行するもの。のいずれか一つ

03 支援策に係る申請書等一覧

提出方法等

令和4年11月30日(水)までに設備・機器等の購入等、納入・工事等及び代金の支払を完了した後、以下のいずれかの方法で提出してください。

電子申請の場合

- ・交付申請時に登録したメールアドレス宛に交付決定通知メール(件名:「中小企業事業展開支援補助金交付決定のお知らせ」)が届いています。メールに記載のURLから実績報告書兼交付請求書等の提出を行ってください。
- ・申請ページでは、交付申請時に登録したご自身のパスワードと、同封した交付決定通知書に記載の交付決定番号をユーザー名として入力していただきます。パスワードを忘れた場合はウェブサイト(https://jigyotenkai-nagoya.jp/jissek/)内の「パスワードを忘れた方はこちら」からお手続きください。
- ・添付書類はデジタルカメラやスマートフォンによる撮影データでも提出可能ですが、画像が不鮮明で読み取れない場合等は不備とみなされる場合があります。
- ・必要事項を入力後、送信ボタンを押してください。提出後、提出完了通知メールがすぐに届きます。届いていない場合は提出が完了していませんので、必ずご確認ください。
- ・ブラウザの推奨環境は次の通りです。Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari
※すべてのブラウザで最新版のみを動作保証としています。フィーチャーフォン(携帯電話)には対応していません。

郵送申請の場合

- ・簡易書留など郵便物を追跡できる方法で送付してください。
- ・下記の宛先を切り取って使用してください。(はがれないようにしっかりと貼付けしてください)
- ・切手を貼付の上、封筒に申請者の住所及び氏名を必ず記載してください。
- ・交付決定通知書に記載された交付決定金額の右欄に記載の「交付決定番号」を下部宛先面の交付決定番号記入欄にご記入ください。

提出期限 令和4年12月28日(水)【当日消印有効】

※期限までに送付がない場合は、不交付となりますので、十分ご注意ください。

〒460-8799 名古屋中郵便局留

名古屋千種区吹上二丁目6番3号

公益財団法人名古屋産業振興公社「中小企業事業展開支援補助金」担当

中小企業事業展開支援補助金実績報告書兼交付請求書 在中

交付決定番号記入欄【 】

3

必要書類1 実績報告書兼交付請求書(様式第6号)

記入例

様式第6号

(宛先) 公益財団法人名古屋産業振興公社理事長

交付決定通知書に記載された
交付決定金額右欄の「交付決定番号」を必ず記入

中小企業事業展開

1 申請者の情報

交付決定番号: 〇〇〇〇

フリガナ: カブシキガイシャ〇〇〇〇

【法人】法人名: 株式会社〇〇〇〇

【個人事業主】屋号: 〇〇〇〇

代表者: 役職: 代表取締役 氏名: 名古屋 太郎

代表者生年月日: 西暦 〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

【法人】本店所在地: 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 電話番号: 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

【個人事業主】本人確認書類の住所: 名古屋市 〇〇 区 〇〇〇丁目〇〇番地〇〇

郵便物の送付先: 〒 - ※上記と同じであれば記入不要
上記と異なる場合に記入

担当部署・担当者氏名: 担当部署: 総務部 担当者氏名: 〇〇 〇〇

2 交付請求額(別紙事業報告書(様式第8号)「補助金交付請求額(C)」の金額)

事業報告書で計算した「補助金交付請求額(C)」の金額を記入

¥ 300,000

3 振込先口座

金融機関名・3桁: 〇〇〇〇〇

支店名・3桁: 〇〇〇

預金種目(1桁): 〇〇〇〇〇

フリガナ: カ〇〇〇〇

口座名義: 株式会社〇〇〇〇

金融機関コード(4桁)、支店コード(3桁)は、各金融機関のホームページ等で調べて記入

口座番号が7桁に満たない時は右詰め

口座名義は、申請者と同一名称であること

・法人: 法人名必須

・個人事業主: 代表者氏名必須(屋号任意)

① 補助事業に係る領収書又は支払事実を確認できる書類

② 支払内訳が分かるものの写し

・購入、工事等の内容が確認できる写真(購入物や工事完了場所の写真等)

・振込先口座が確認できるもの(通帳の表紙をめくったページ又はキャッシュカード等)の写し(交付の申請の時点から法人名(屋号)、本店所在地(住所)又は代表者に変更があるとき)

(交付の申請の時点から法人名(屋号)、本店所在地(住所)又は代表者に変更があるとき)

① 法人にあっては、報告及び交付請求日の前3か月以内に発行された所収事項全部証明書の写し

② 個人事業主にあっては、氏名、住所及び生年月日が確認できる公的機関が発行した本人確認書類の写し

4

必要書類2 事業報告書(様式第8号)

記入例

【税込金額×1.1(税率10%の場合)】を記入
※消費税は切り上げ

事業報告書

量販店等で設備・機器等を
購入した場合は購入日を記入

品目 (補助対象外 経費は含めないでください)	数量	税抜単価	税抜 の金額	契約締結日 (8/25以降の 日付を記載)	納入年月日 (11/30までの 日付を記載)
1 惣菜容器	60	1,000	60,000	令和4年 9月 20日	令和4年 9月 20日
2 ステンレス製パット	10	2,000	20,000	令和4年 9月 20日	令和4年 9月 22日
3 寸鍋鍋	3	5,000	15,000	令和4年 9月 22日	令和4年 9月 22日
4 レードル(お玉)	5	1,000	5,000	令和4年 9月 22日	令和4年 9月 22日
5 厨房設備改修費	1式	300,000	300,000	令和4年 9月 25日	令和4年 10月 31日

交付決定通知書に記載
された品目のうち、実際に
購入した品目を記入

令和4年11月30日(水)までに実際に
支払った金額(消費税は除く)
を記入(領収書等で支払い
事実を確認できるもの)

契約年月日及び納入年月日は
令和4年8月15日(月)から
令和4年11月30日(水)まで
※範囲外のものは対象外

品目	数量	税抜単価	税抜 の金額	契約締結日 (8/25以降の 日付を記載)	納入年月日 (11/30までの 日付を記載)
6 補助対象経費の合計(A)			400,000		
7 補助金額の算出(B)			300,000		
8 補助金交付請求額(C)			300,000		

事業報告書等の内容について審査した結果、補助対象経費が交付決定時の
額を下回る等の理由により、交付決定
を取り消す場合がありますので、予

今回実施した事業展開の状況について記入してください。

○ 着手済み

○ その効果は?

○ 来客数が増加した

○ 売上げが増加した

○ 来客・売上に反映されていないが、お客さんの問い合わせ・関心が増した

○ 従業員の士気が増した

○ まだ効果はでていない

○ その他()

○ 準備中 → いつ頃実施予定か? (令和 年 月までに実施予定)

あてはまるものに☑及び記入

5

必要書類3 支払い証拠書類の写し

ア、イのいずれかの写し(A4用紙に原寸大でコピーしたもの)を提出してください。

電子申請の方はスキャナーやカメラ等で撮影したデータを提出してください。

ア 領収書又はレシート (宛名及び領収日付の入ったもの)

領収書の宛名が記入されていること

※法人の場合: 法人名

※個人事業主の場合:
申請者の屋号 又は 代表者氏名

宛名が入っていない場合は、申請者
自ら記入すること

事業報告書(様式第8号)の
品目の番号(①～⑧の丸数字)
を手書き等で記入すること

領収書の宛名が記入されていること

※法人の場合: 法人名

※個人事業主の場合:
申請者の屋号 又は 代表者氏名

支払先の代表者が
申請者と同一人、資本
関係がある事業者又は
役員若しくは役員の属
する企業等でないこと

領収日付が
令和4年8月15日(月)～
令和4年11月30日(水)
の範囲であること

※範囲外の日付のものに
ついては、補助対象外

税込金額の表示の場合、
品目毎に税込金額を
手書き等で記入すること

税込金額×1.1=税抜金額

領収日付が
令和4年8月15日(月)～
令和4年11月30日(水)
の範囲であること

※範囲外の日付のものに
ついては、補助対象外

支払先の代表者が
申請者と同一人、資本
関係がある事業者又は
役員若しくは役員の属
する企業等でないこと

領収書・請求書等から、
購入した品物の内訳明細又は
工事内容が確認できること

内訳が確認できない領収書(〇〇工事一式等)
の場合、経費や品目の内訳明細の入った納品書、
請求書等も併せて提出してください。

6

03 支援策に係る申請書等一覧

イ 金融機関の振込受付書又はインターネットバンキングの帳票等 (振込日・振込先・振込金額が分かるもの)

＋
納品書又は請求書等 (内訳明細が分かるもの)

(例)



+



2種類ともA4用紙に原寸大でコピーして提出すること

振込日、納品日は
令和4年8月15日(月)～
令和4年11月30日(水)の
範囲であること

※範囲外の日付のものについては、
補助対象外となります

ア・イ共通

補助対象外経費(P10)を含む領収書・レシート、請求書、納品書等
への補記のお願い

※補助金の査定のため、以下の例のように手書き等で補記をお願いいたします。

(例1) 保証料・送料等が含まれるとき

品名	数量	単価	金額
ポイントカード	1枚	¥250,000	¥250,000
送料	1回	¥25,000	¥25,000
保証料	1回	¥275,000	¥275,000
小計			¥550,000
消費税			¥55,000
合計			¥605,000

補助対象外経費(P10参照)は二重線で消す
(この例では、保証料、送料が補助対象外経費)

小計、合計等について、二重線で消して、
補助対象外経費を除いた金額を手書き等で記入

(例2) ポイント利用分が含まれるとき

1. ポイント利用額 (この例では10,000円) は補助 対象外のため、ポイント利用額を差し引き 70,000円ーポイント利用額10,000円＝60,000円	ポイント利用分は対象外→
2. <税抜価格>を手書き等で記入 60,000円ー消費税5,455円＝54,545円	消費税は対象外のため、税抜価格を記入→

7

必要書類4 購入、工事等の内容が確認できる写真

今回導入した実物の写真を撮影し、A4用紙に写真を貼るか、
プリントアウトして提出してください。

事業報告書に記載したすべての品目・数量を写真撮影し、対照できるよう事業
報告書の品目の番号を手書き等で記入してください。
電子申請の方は同様に品目、数量、品目の番号をわかるようにしたデータ
を作成して提出してください。

(1) 設備・備品等の導入の場合



◆段ボールや箱に梱包されて納品され
た場合は、梱包を解き、設備・機器等
が確認できる写真を提出してください。

◆品目ごとに、事業報告書(様式第8号)
の品目の番号(①～⑩の丸数字)を
記入してください。

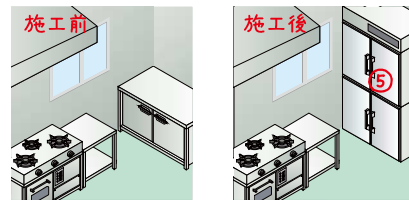
◆同一品目を複数購入した場合は、数量
分すべて撮影してください。

◆設置場所が異なる場合は、それぞれ
の設置場所で撮影してください。

(2) 工事の場合

◆事業報告書(様式第8号)の品目の番号(①～⑩の丸数字)を手書き等
で記入してください。

◆工事の完了場所(施工後)の写真を提出してください。また、できるだけ
施工前の写真も提出してください。



8

必要書類5 補助金の振込先が分かるものの写し

A4用紙にコピー又はプリントアウトして提出してください。

電子申請の方はスキャンデータやカメラ等で撮影したデータを提出してください。

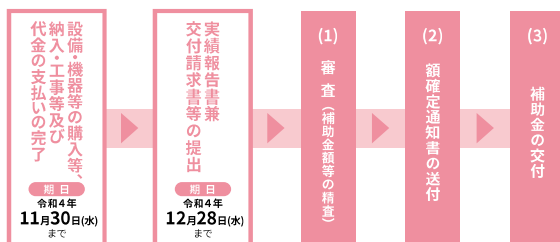
※金融機関名・支店名(支店コードも可)・預金種別・口座番号・口座名義(カナ)が
分かるもの(通帳の表紙をめくったページ、キャッシュカード、インターネットバンキング
の画面等の写しを添付してください)

※振込先口座名義は、申請者と同一名義のものに限ります。

法人の場合:申請法人名が含まれているもの
個人の場合:申請した代表者氏名が含まれているもの(屋号は任意です)

※ゆうちょ銀行の場合、「振込用の店名・預金種別・口座番号(通帳見開き下部に記載の
7桁の番号)」が分かる部分

ご提出後の流れ



(1) ご提出いただいた実績報告書兼交付請求書(様式第6号)及び添付書類は、名古屋産業振興公社
において審査を行います。

(2) 審査の結果、要件等を満たす場合は、補助金額確定通知書(様式第9号)の送付により、補助金の
確定額を通知します。

(3) 後日、交付請求書にご記入いただいた口座に補助金を振り込みます。

※書類に不備又は不足がある場合は、名古屋産業振興公社から最寄電で確認の連絡を取らせていただきます。
なお、一定期間連絡が取れない場合、補助金が不交付となりますので、ご注意ください。

9

補助対象外経費(補助の対象にならない経費)

- ・人件費(給与、役員報酬等)
- ・販売やレンタル等を目的とした製品等の購入費、またそれを製造するための原材料費
- ・公租公課(消費税及び地方消費税等)
- ・既存設備・機器等の撤去・廃棄に係る経費
- ・修理又は修繕に係る経費
- ・支払先が、補助事業者と資本関係がある事業者又は補助事業者の役員若しくは役員の
属する企業等である経費
- ・プリペイドカード、商品券等の金券、切手等の換金性の高いものの購入費
- ・飲食、娯楽、接待等の費用
- ・光熱水費、不動産賃借料、共益費、通信費
- ・金融機関の振込手数料、インターネットバンキング利用料
- ・送料
- ・免許取得費・更新料
- ・ポイントを利用して支払った費用
- ・慰謝料、損害賠償金、遅延損害金、保険料、保証料
- ・取得に当たり不動産登記が必要となる土地または建物の取得費
- ・著しく汎用性が高い物品(道路交通法に規定する車両、電気通信事業報告規則第1条
第2項第2号に規定するスマートフォン、同規則第1条第2項第2号に規定する
フィーチャーフォン(携帯電話)、固定電話等)
- ・古物商許可を取得していない者から購入等した中古品及びオークション等で購入した物品
- ・講習会、勉強会、研修会参加、受講料、各種会費
- ・公的な資金使途として社会通念上、不適切な経費
- ・名古屋市、名古屋産業振興公社及び国・県・市町村が実施する補助制度において、
重複して交付を受ける経費
- ・その他、補助金の対象として不適切と認められる経費

自動車・バイク・自転車・
スマホ・携帯電話・固定
電話は対象外です。

10

よくあるご質問

※その他のよくあるご質問もウェブサイト（下部URL参照）に掲載しておりますのでご確認ください。

Q 実績報告書兼交付請求書を提出しないと、補助金は交付されないのですか。

A 交付されません。令和4年12月28日(水)までの消印有効となっていますので、お早めに提出してください。なお、持参による提出は認めていませんので、日にちに余裕を持って準備してください。

Q 在庫切れ等のため、申請時に予定したものとメーカーや型番が異なるものを購入しましたが、どうすればいいですか。

A 実際に入力したものに該当する領収書、写真などの添付書類を提出してください。

Q 交付決定金額と実際にもらえる金額は変わりますか。

A 交付決定金額は交付の上限額であり、実績報告書兼交付請求書をもとに審査して実際の補助金額が確定しますので、金額が変わることがあります。交付決定金額がそのまま交付されるわけではありませんので、ご注意ください。

Q 領収書を紛失し、添付できないようになりますか。

A 支払いの事実を確認できないため、その品目に対する補助金は受けられません。その結果、残りの分の補助金額が133,334円を下回ることになれば、補助金額がゼロとなり、補助金を受けられなくなりますのでご注意ください。(領収書は大切に保管しておいてください)

Q 納品書しか手元にないが、領収書の代わりに使えますか。

A 納品書のみでは支払い事実が確認できないことから、領収書の代わりにはなりません。納品書しかない場合は、金融機関の振込受付書又はインターネットバンキングの振替等、振込日・振込先・振込金額が分かる書類もあわせてご提出ください(7ページ参照)。

Q 「購入、工事等の内容が確認できる写真」について、1枚の写真に写らない場合はどのようにしたらよいですか。

A すべての品目を一枚の写真に写す必要はありません。ただし、数量を確認させていただきますので、品目単位で、設置場所が同じ場所のものの数量がすべて写るように撮影をお願いします。

コールセンター **052-228-7007** ウェブサイトはこちら

※平日の午前9時から午後5時まで

※土・日・祝日と12月29日～1月3日を除く

※審査についての問い合わせには応じられません

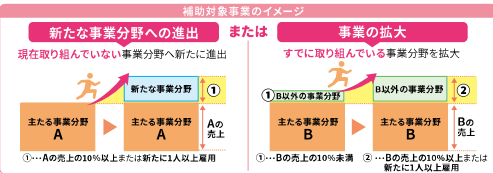
<https://jigyotenkai-nagoya.jp/jisseki/>

11

(参考) 補助金の概要

1. 概要

新たな事業分野への進出や事業の拡大を行う中小企業者が名古屋市内の事業所等に設備・機器等を導入する際に要した経費の一部を補助します。



2. 補助上限額

1 事業者あたり上限30万円

※ただし、購入・工事等費用(税抜)が合計で133,334円(補助金額10万円)に満たない場合は補助金の対象外となります。なお、領収書の目付や品目から補助対象外となったり、ポイント利用分の控除等により、補助対象経費が合計133,334円(補助金額10万円)に満たなくなる場合も対象外となりますので、ご注意ください。

3. 補助率

補助対象経費(購入・工事等費用)(税抜)の3/4 (75%)

4. 主な交付要件

(1) 対象となる事業者

以下の条件をすべて満たす方

- ・中小企業基本法に定める中小企業者であること
- ・法人にあっては、本店として登記されている所在地が名古屋市内であり、かつ名古屋市内に事業所があること
- ・個人事業主にあっては、住民票に記載されている現住所が名古屋市内であり、かつ名古屋市内に事業所があること

(2) 補助対象経費

(1) 本補助対象事業に要する経費であり、かつ下記条件をすべて満たすもの

(2) 令和4年8月15日以前に契約・購入・施工等を行う設備・機器等

(3) 名古屋市内にある事業所等に設置する設備・機器等

(4) 令和4年11月30日までに納入・工事等及び支払が完了する設備・機器等

【補助対象外経費】(詳しくは10ページをご覧ください)

- ・人件費
- ・販売やレンタル等を目的とした製品等の購入費、またそれを製造するための原材料費
- ・公租公課(消費税等)
- ・光熱水費、不動産賃借料、共益費、通信費
- ・若しくは汎用性の高い物品(自動車、バイク、自転車、スマートフォン、携帯電話・固定電話など)等

(3) 注意事項

※記載漏れや添付書類の不足など申請書に不備がある場合は、対象となりません。

※提出された書類の返却は行いません。

※締切日までに提出されなかった場合は、補助金を受給できません。

※虚偽の申請、その他不正な手段により補助金を受給した場合は、補助金を返還しなければなりません。

なお、悪質な場合は警察に通報するなどの対応を行います。

12

様式第6号

(宛先) 公益財団法人名古屋産業振興公社理事長

年 月 日

中小企業事業展開支援補助金実績報告書兼交付請求書

1 申請者の情報

交付決定番号			
フリガナ			
【法人】法人名			
【個人事業主】屋号			
代表者	役職	氏名	フリガナ
代表者生年月日	西暦 年 月 日		
【法人】本店所在地	〒 - -	電話番号	()
【個人事業主】本人確認書類の住所	名古屋市区		
郵便物の送付先	〒 - -	※上記と同じであれば記入不要	
担当部署・担当者氏名	担当部署	担当者氏名	

2 交付請求額 (別紙事業報告書(様式第8号)「補助金交付請求額(C)」の金額)

¥ 000 ★

3 振込先口座

金融機関名・コード	☐ 1 銀行 ☐ 2 農協 ☐ 3 金庫 ☐ 4 組合
支店名・コード	☐ 1 本店 ☐ 2 支店 ☐ 3 支所 ☐ 4 出張所
預金種目 (必ず記入)	☐ 1 普通 ☐ 2 当座 ☐ 口座番号 (必ず)
フリガナ	
口座名義	

○口座名義は申請者と同一名義のものに限ります(法人の場合：法人名必須、個人事業主の場合：代表者名必須)。

○ゆうちょ銀行の場合、振込用の店名・預金種目・口座番号(通帳見開き下部に記載の7桁の番号)を記入してください。

添付書類

- ・事業報告書(様式第8号)
- ・支払い証拠書類(①及び②)の写し
 - ①補助事業に係る領収書又は支払事実を確認できる書類の写し
 - ②支払内訳が分かるものの写し
- ・購入、工事等の内容が確認できる写真(購入物や工事完了場所の写真等)
- ・振込先口座が確認できるもの(通帳の表紙をめくったページ又はキャッシュカード等)の写し(交付の申請の時点から法人名(屋号)、本店所在地(住所)又は代表者に変更があるとき)
 - ①法人にあっては、報告及び交付請求日の前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書等の写し
 - ②個人事業主にあっては、氏名、住所及び生年月日が確認できる公的機関が発行した本人確認書類の写し

13

様式第8号

事業報告書

交付決定を受けた設備・機器等で令和4年11月30日までに導入及び支払を完了した品目について記載してください。

品目 (補助対象外 経費は含めなくてください)	数量	税抜単価	税抜 の金額	契約年月日 (記入は必須の 日付を記載)	納入年月日 (11/30までの 日付を記載)
①				年 月 日	年 月 日
②				年 月 日	年 月 日
③				年 月 日	年 月 日
④				年 月 日	年 月 日
⑤				年 月 日	年 月 日
⑥				年 月 日	年 月 日
⑦				年 月 日	年 月 日
⑧				年 月 日	年 月 日
⑨				年 月 日	年 月 日
⑩				年 月 日	年 月 日
補助対象経費の合計(A)				←133,334円(税抜)未満の場合は、補助金は交付されません。	
補助金額の算出(B)				←(A)×0.75(※千円未満切捨て)	
補助金交付請求額(C)				←(B)又は交付決定金額のいずれか低い額	

事業報告書等の内容について審査した結果、補助対象経費が交付決定時の額を下回る等の理由により、**交付決定金額から減額、又は交付の決定を取り消す場合があります**ので、予めご承知おきください。

今回実施した事業展開の状況について記入してください。

- ☐ 着手済み → その効果は?
- ☐ 来客数が増加した
 - ☐ 売り上げが増加した
 - ☐ 来客・売上に反映されていないが、お客さんの問い合わせ・関心が増した
 - ☐ 従業員の士気が増した
 - ☐ まだ効果はでていない
 - ☐ その他()
- ☐ 準備中 → いつ頃実施予定か? (令和 年 月までには実施予定)

14